

第二十七回

大津町農業委員会

令和元年八月十三日

## 第27回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月13日(火) 9:30から10:40まで

2. 場所 生涯学習センター 2階 中会議室

3. 出席農業委員 (11人)

1番 池田 一実	2番 永田 哲也	3番 古澤 亨
4番 木村 茂樹	5番 江藤 梅雄	6番 永田 典治
7番 古庄 くみ子	8番 坂本 盛幸	9番 古庄 素磨子
10番 古庄 弘子	12番 吉良 登美雄	

出席農地利用最適化農業委員 (7人)

1番 國武 俊信	6番 宮本 繁	9番 大塚 幹雄
12番 宇野 誠喜	13番 府内 貢	14番 岩下 博美
17番 上村 敏治		

4. 欠席農業委員 (1人) 11番 西本 晶  
欠席推進委員 (2人) 7番 松岡 秀秋 11番 府内 陽一

5. 議事日程

日程第 1	開 会	
日程第 2	議事録署名委員の指名	10番 古庄 弘子委員 1番 池田 一実委員
日程第 3	会期の決定について	令和元年8月13日(火) 1日に決定
日程第 4	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
日程第 8	報告第1号	農地法第5条の規定による許可不要届出(一時転用) について
日程第 9	その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 荒牧 修二  
事務局次長 大久保 明裕

7. 会議の概要 別紙のとおり

令和元年8月13日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議長 吉良 登美雄 

議事録署名委員 吉田 弘 

議事録署名委員 池田 一 

## 【8月 第27回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりました。皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。

それでは、西本職務代理者が欠席ですので、事務局が開会の宣言を行います。ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」着席をお願いします。只今から令和元年8月、第27回定例総会を開会いたします。

事務局 ご着席ください。  
日程第1、開会、開会に当たり、吉良会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん「おはようございます」。  
※会長挨拶あり

事務局 ありがとうございます。  
続きまして、会議の成立ですが、大津町農業委員会会議規則第6条に、「在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができない」となっております。  
本日は、西本職務代理、松岡委員、府内委員が欠席ですが、過半数の委員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。  
次に議長選出ですが、同じく規則第4条に「会長が会議の議長となる。」となっておりますので、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。  
日程第2、議事録署名委員の指名です。10番古庄弘子委員と、1番、池田一実委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。8月の第27回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。8月第27回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第1号農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。今回1件の申請が出されています。議案書は1Pとなります。  
3条の1、申請人の住所・氏名・土地の表示につきましては、議案書及び調査

書に記載のとおりでございます。調査書は1Pをお願いいたします。別添申請地見取図は1P～4Pをお願いいたします。

農地法第3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっておりますので、これ以降は調査書の項目に沿ってご説明いたします。

3条の1、申請地は大字陣内地内にある5筆3ヶ所の農地で、10ha以上の広がりのある集団農地である第1種農地です。申請理由は贈与による所有権の移転です。

2項第1号の全部効率利用要件は、保有機械・労働力・技術面から見て、取得した農地は効率的に利用できると見込まれ該当しません。

2項第2号の農地所有適格法人以外の法人要件は、個人の所有権移転のため該当しません。

2項第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

(※農地等を信託財産とする信託の引き受けはJA又は中間管理機構に限られる)

2項第4号の農作業従事要件は、取得者又は世帯員等の年間150日以上が見込まれ該当しません。

2項第5号の下限面積要件は耕作面積が50a以上のため該当しません。

2項第6号の転貸禁止要件は転貸に当たらないので該当しません。

2項第7号の地域調和要件は小麦・大豆の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられ該当しません。

以上、1号から7号まで該当する場合は許可できませんが、該当する項目はないと思われま。よろしくお願ひします。

会 長 説明が終わりました。次に小委員会と現地調査の結果を、陣内地区ですので、永田典治農業委員からお願いいたします。

永田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字陣内地内の農地です。

申請の内容は、陣内地内の圃場整備が行われている田地帯、県道矢護川大津線の東西に位置する第1種農地5筆、3ヶ所、合計10,002㎡を、贈与により所有権の移転を行なうものです。

農地取得後は小麦・大豆の栽培が予定されています。農業機械及び農地も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われま。

小委員会の意見も全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

「農業委員会等に関する法律」第29条第2項では、「推進委員は、その担当

する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会の会議に出席して意見を述べる事ができる」となっております。

陣内地区担当は松岡推進委員ですが、本日欠席となっております。事務局の方で意見を預かっておられますか。

事務局 現地調査の際に「特に意見なし」ということで承っております。

会長 それでは審議に入ります。現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。議案書は2Pをお願いいたします。今回3件の申請がなされております。

4条の1 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は2P、見取図は5P～6Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は個人住宅への転用です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地である第2種農地に該当し、転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の残高証明書の添付があり、資金計画を残高が上回っております。

3の転用行為の妨げとなる権利(抵当権等)については該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和元年11月10日までに竣工される予定で問題ないと思われま。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、各施設の配置に不合理な点は見当たらず問題ないと思われま。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われ。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので池田農業委員から説明をお願いいたします。

池田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字室地内で、食品スーパーミカエルの北側、国道325号線の西側に位置する住宅地には含まれた農地です。

申請の内容は、現在、北九州市に住んでおられるが、帰省し菊陽町にある農地で農業を行いながら生活をするために住宅を建築する計画です。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われ。現地調査後の小委員会審議では「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

室地区担当は大塚推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

（意見等なし）

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

（質問・異議なし）

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

4条の1、個人住宅への転用については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の2 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載の

とおりです。調査書は3 P、見取図は7 P～8 Pをお願いいたします。

申請地は大字引水地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用です。

農地の区分は、都市計画の用途区域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから第3種農地に該当し転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の融資証明書の添付があり、資金計画を融資額が上回っております。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年8月31日までに竣工される予定で問題ないと思われれます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、各施設の配置に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われれます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので坂本農業委員から説明をお願いいたします。

坂本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字引水地内で、県道山西大津線の西側に位置し、周囲はアパートや個人住宅に囲まれた農地です。

申請の内容は、周囲は住環境の整った地区であり、今後もアパートへの入居希望者が見込まれるため建築し、家賃収入を得て生活できるようにする計画です。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われれます。現地調査後の小委員会審議では「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。  
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。



引水地区担当は府内陽一推進委員ですが、本日欠席となっております。事務局の方で意見等を預かっておられますか。

事務局 「特に意見なし」と伺っております。

会 長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の2、共同住宅への転用については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の3 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は4P、見取図は9P～10Pをお願いいたします。

申請地は大字矢護川地内の農地です。

1の転用目的は農業用倉庫への転用です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地である第2種農地に該当し、代替地の検討もされており、転用は可能です。

2の資力及び信用については、すでに倉庫が建てられており無断転用の状態です。以上のことから新たな費用の発生はありません。なお、始末書が提出されています。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年8月30日までに竣工される予定で問題ないと思われま。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、各施設の配置に不合理な点は見当らず問題ないと思われま。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はな

く、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われま

す。10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、矢護川地区ですので永田哲也農業委員から説明をお願いいたします。

永田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字矢護川地内で、護東集落内にあり山林に隣接する農地です。

申請の内容は、昭和53年に贈与で引き継いだ土地ですが、以前は豚舎として利用されていましたが、現在は農機具倉庫として利用されています。相続以前及び相続時に転用手続きを行う知識がなかったことから現在に至っています。今回、財産の調査を行った結果、無断転用の事実がわかりました。始末書を添付し、正規の転用手続きを行ったことから今回の申請となっています。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われま

す。現地調査後の小委員会審議では「転用やむなし許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

矢護川地区担当は岩下推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

（意見等なし）

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「転用やむなし許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

（質問・異議なし）

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

4条の3、農業用倉庫への転用については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

事務局 それでは、議案第3号農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。議

案書は3 Pをお願いいたします。今回7件の申請がなされております。

5条の1 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は5 P、見取図は11 P～12 Pをお願いいたします。

申請地は大字錦野地内の農地です。

1の転用目的は中古車置場への転用で所有権移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地である第2種農地に該当し、転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の残高証明書の添付があり、資金計画を残高が上回っております。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和元年10月6日まで竣工される予定で問題ないと思われれます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、各施設の配置に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われれます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、錦野地区ですので江藤農業委員から説明をお願いいたします。

江藤委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字錦野地内で、鳥子川集落の西側、鳥子川に隣接する農地です。

申請の内容は、申請人は不動産業を営んでおり、現在、岩坂地区で中古車販売を行っている業者から、業務拡大のため中古車置場の相談があり、適地を探していたところ立地条件のあった申請地を賃貸する計画です。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われれます。現地調査後の小委員会審議では「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

錦野地区担当は國武推進委員です。今回の申請についてご意見等はございますか。

(意見等なし)

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はございませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1、中古車置場への転用での所有権移転については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局

5条の2 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は6P、見取図は13P～14Pをお願いいたします。

申請地は大字森地内の農地です。

1の転用目的は個人住宅への転用で使用貸借権の設定です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっており第2種農地に該当し転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の融資証明書の添付があり、資金計画分の融資が上回っております。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年2月29日までに竣工される予定で問題ないと思われれます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、各施設の配置に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われれます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。  
11の法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については該当ありません。  
以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、森地区ですので永田典治農業委員から説明をお願いいたします。

永田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は大字森地内の農地で、町指定文化財である岡本家住宅の西側に位置する農地です。  
申請の内容は、子供の成長とともに借家が手狭になってきたため、実家のある隣接地である申請地に新築する計画です。  
申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われまます。現地調査後の小委員会審議では「許可相当」の意見でした。  
ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。  
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。  
森地区担当は宮本推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

(意見等なし)

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はございませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の2、個人住宅への転用での使用貸借権の設定については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は7P、見取図は15P～16Pをお願いいたします。  
申請地は大字森地内の農地です。

1の転用目的は飼料置場への転用で所有権移転です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内農地であることから第1種農地ですが、例外規定の農業用施設に該当し転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の残高証明書の添付があり、資金計画分の残高が上回っています。なお、現地は山林となっており無断転用の状態です。譲渡人から始末書が提出されています。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和元年11月30日までに竣工される予定で問題ないと思われれます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、各施設の配置に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われれます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、森地区ですので永田典治農業委員から説明をお願いいたします。

永田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字森地内で、町運動公園の西側、養豚団地に隣接する農地です。

申請の内容は、周辺に自社豚舎があり、事業を拡大してきたところ飼料置場などが手狭となってきたため、敷地を広め作業を効率よくするために計画されたものです。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われれます。現地調査後の小委員会審議では「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

森地区担当は宮本推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

(意見等なし)

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「転用やむなし許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はございませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3、飼料置場への転用については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局

続きまして5条の4についてご説明いたします。

5条の4 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は8P、見取図は17P～18Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内にある、農地区分が農振農用地内の農地です。

1の転用目的は豚舎及び堆肥置場への転用で、所有権の移転です。農地の区分は、農振農用地区分と判断されますが、例外規定である農業用施設の用に供するために行われるものに該当し転用は可能です。

2の資力及び信用については、すでに豚舎及び堆肥置場の施設が建ててあるため新たな費用の発生はありません。無断転用となりますので、譲渡人より始末者が提出されています。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和元年9月30日までに竣工される予定で問題ないと思われれます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、各施設の配置に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は、該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われれます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので古澤農業委員から説明をお願いします。

古澤委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は大字杉水地内で、杉下地区から西側に約500mのところに位置する農地です。

申請の内容ですが、申請地である農地に豚舎その他ビニールハウスを設置し、借り受け営業を行っていましたが、今回、土地を買い受けることになったことにより、農地転用許可が必要であることを知ることとなり、申請許可をする事になりました。現地調査には、譲渡人本人も立ち会われ、相続によって土地を譲り受けていたが、無断転用であったことを謝られていました。

隣接農地所有者への説明もされており、農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われまます。現地調査後の小委員会審議では「転用やむなし、許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。  
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。  
杉水地区担当は上村推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

(意見等なし)

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の報告がありました。他の委員の、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の4 豚舎及び堆肥置場への転用での所有権移転については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の5 議案書は4Pをお願いします。申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は9P、見取図は19P～



20Pをお願いいたします。申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は宅地分譲への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画の用途区域内にある第1種中高層住居専用地域となっていることから第3種農地に該当し転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の残高証明書の添付があり、資金計画分を上回る残高があります。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和元年11月10日までに竣工される予定で問題ないと思われます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、配置計画等に不合理な点は見当たらず問題ないと思われます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性については、宅地分譲を目的とする宅地造成事業の特例措置（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域）に該当することから、宅地分譲は可能であると判断されます。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので池田農業委員から説明をお願いいたします。

池田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字室地内で、以前の雇用促進住宅の南側に位置する住宅に囲まれた農地です。

申請の内容は、申請人は熊本市に本社があり、不動産業などを営んでいます。計画地周辺は上下水道などの公共施設の整備も充実しており、駅前楽善線などの主要道路に近く利便性の良い土地であり、周辺も宅地化が進んでいます。宅地分譲の需要が見込まれる場所のため計画されました。

申請地周辺は農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

室地区担当は大塚推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

(意見等なし)

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見でした。他の委員のご意見、ご質問等はございませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の5、宅地分譲への転用での所有権移転については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の6について事務局の説明を求めます。

事務局

5条の6 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は10P、見取図は21P～22Pをお願いいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

1の転用目的は工場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画の用途区域内にある工業専用地域となっていることから第3種農地に該当し転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の残高証明書の添付があり、資金計画分を上回る残高があります。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年7月31日までに竣工される予定で問題ないと思われま。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、配置計画等に不合理な点は見当たらず問題ないと思われま。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はありませんが、計画建物東側農地について日照、通風等への影響が懸念されますが、地権者からの同意書が添付されており問題ないと思われま。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については管理者との協議中です。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので私から説明をいたします。

吉良委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字平川地内で、本田技研熊本製作所の正門入口近くに位置する農地です。

申請の内容は、申請人は熊本市に本社があり、各種ガスの供給、半導体製造装置の製造・販売等を中心に事業を展開されています。今回、事業拡張に伴い関連工場のある大津町に半導体製造工場の新築を検討されていたところ、交通の利便性が良く敷地面積も十分確保できることから申請地に新築する計画となっています。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はありませんが、隣接する東側農地への日照、通風等への影響が懸念されましたが、地権者の同意書が添付されており問題ないと思われまます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

平川地区担当は宇野推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

宇野委員 日照条件をクリアできておりましたので、私から承諾書を提出しております。

会 長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の6、工場への転用での所有権移転については、原案どおり可決とし、

農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の7について事務局の説明を求めます。

事務局

続きまして5条の7についてご説明いたします。

5条の7 議案書は5Pをお願いします。申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は11P、見取図は23P～24Pをお願いいたします。

申請地は大字真木地内3筆、大字古城1筆の農地です。

1の転用目的は太陽光発電設備への転用で、地上権の設定です。他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地と判断され、転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関等の融資証明書の添付があり、資金計画を融資額が上回っております。なお、現地は植栽が行われており無断転用の状態です。4人の設定人から顛末書が提出されています。

3の転用行為の妨げとなる権利については、抵当権者等からの承諾書が添付してあります。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年3月31日までに第1期工費が竣工される予定で問題ないと思われれます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、法定外公共物付替協議が行われていることを確認しております。

6の農地以外の土地の利用見込みについては該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、各施設の配置に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性については、該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われれます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、県北広域本部林務課と協議中であります。

以上事務局の説明を終わります。

会長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、真木地区ですので私から説明をいたします。

吉良委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字真木及び古城地内の農地です。真木地区と古城地区の中間に位

置する山林内にある農地4筆です。設定人達は、相続により申請地を引き継ぎましたが、相続時にはすでに杉・ヒノキの植栽がされていた山林であったとのことでした。取得以前及び取得時に転用手続きを行う知識がなかったことから現在に至っています。今回、財産の調査を行った結果、無断転用の事実がわかりました。周りはほとんどが山林で木が生い茂っているため日当たりが悪く、数箇所は現地へ行く道もなくなっており農地としての利用が困難であるため、顛末書を添付し、正規の転用手続きを行うことになりました。

申請の内容は、4筆、6,749㎡の農地、山林151筆、364,090㎡、原野3筆35,171㎡、合計406,010㎡の土地に太陽光パネル55,530枚、出力22,489.65kw発電する太陽光発電設備を整備する計画です。計画地が広大な土地を利用する計画となっているため、雨水処理などについて、現在、県北広域本部林務課と林地開発協議が行われております。また、下流域集落への事業説明会も開催されています。

申請地周辺は農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われまます。現地調査後の小委員会審議では、「転用やむなし、許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

真木区担当は府内貢推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

(意見等なし)

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「転用やむなし許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の7、太陽光発電設備への転用での地上権の設定については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の6P～9Pをお願いします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定について

ご説明申し上げます。

農地の権利移動については、農地法3条に基づく農業委員会の許可を受ける必要がありますが例外規定があります。その1つが担い手となる経営体を育成するために作られた農業経営基盤強化促進法に基づく農地集積計画による農地の貸借や所有権の移転です。農地集積計画は市町村が作成し、農業委員会の決定を経て市町村が公告を行なうことで効力が発生します。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は9件です。

1番から5番が再設定で、6番から9番が新規の申請となっております。申出書面積の合計は41,519㎡です。

貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

6Pをお願いします。

番号 1、賃借権、米、5年、2万円

番号 2、使用貸借権、甘藷、5年

7Pをお願いします。

番号 3、使用貸借権、米、野菜、10年

8Pをお願いします。

番号 4、賃借権、野菜、5年、1万円

番号 5、賃借権、大麦若葉、5年、1万円

ここから、新規となります。

番号 6、使用貸借権、野菜、1年

番号 7、使用貸借権、米、1年

番号 8、賃借権、ネギ、5年、1万円

9Pをお願いします。

番号 9、賃借権、甘藷、3年、1万円

以上9件です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も効率的な農地利用や常時農作業に従事すると認められる者であると思われれます。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・ご質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定につきましては、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第8、報告第1号について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の10Pをお願いします。

報告第1号について説明いたします。貸人、借人、利用権を設定する農地、設定する利用権につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

農地法第5条第1項第7号及び同法施行規則第53条第1項第11号の規定により、電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するための権利を取得するためにするものです。

具体的には、大字瀬田のJR豊肥本線の南側の既存鉄塔の老朽化に伴う建替えが計画されています。今回の申請地は、農地を工事用地として令和3年5月31日まで一時的に転用するもので、工事終了後は農地として復元されます。法の規定により、電気通信事業法に基づく転用については、農地法第5条の許可は不要となりますのでご報告いたします。

会 長

報告第1号の説明が終了しました。ご質問・ご意見は、ございませんか。

(意見・質問なし)

続きまして日程第9、その他です。事務局から何か審議案件はありますか。

事務局

- ・9月の現地調査及び小委員会予定について  
(案はR1.9/3(火) 午前9時00分～)
- ・9月の定例総会予定について  
(案はR1.9/10(火) 午前9時30分～)  
\*議会中により時間変更の可能性有り
- ・農地パトロール、利用状況調査の概要説明
- ・県外研修及び県大会について
- ・その他

宮本委員 違反転用があった場合、「始末書」か「顛末書」が提出されています。また、宛名が「大津町農業委員会会長」であったり「熊本県知事」であったりします。どのような違いがあるのでしょうか。

会 長 熊本県は始末書の添付は求めていないが、大津町では添付を求めています。意味あいにより差はないと思われるが、統一した方がいいと思います。

事務局 事務局としては「始末書」の添付を求めているので「始末書」でお願いしたいと思います。

会 長 名称は「始末書」、宛先は「大津町農業委員会会長」で統一したいと思いますがよろしいですか。

(全員賛成)

会 長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。本日西本代理が欠席でございますので私の方で閉会を行いたいと思います。

これもちまして、令和元年8月の第27回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。